

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

悪性新生物（以下「がん」という。）は、わが国における死因の第一位であり、令和4年（2022年）には、年間38万人以上の方が死亡されています。本県においても、死因の第一位であり、全死因の約3割を占め、年間3,700人以上の県民ががんにより死亡しています。

また、厚生労働省研究班の推計によれば、生涯のうち、がん罹患する可能性は、2人に1人であるとされています。

がんは加齢により発生のリスクが高まることから、今後、ますます高齢化が進行する中で、がんの罹患数や死亡数は増加することが予測されます。

一方、がん医療は年々進歩を遂げ、がんは長く付き合う慢性の病気になってきています。

こうしたことから、がんの予防、早期発見、適切な治療、治療と生活の両立支援などの総合的ながん対策は、今後ますます重要となってきます。

国においては、平成19年（2007年）4月に「がん対策基本法」が施行され、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、同年6月に「がん対策推進基本計画」が策定されました。

本県においても、第1期（平成20年度（2008年度）～平成24年度（2012年度））「滋賀県がん対策推進計画」を策定し、早期発見、がん医療と緩和ケア提供体制整備等を進めるとともに、第2期（平成25年度（2013年度）～平成29年度（2017年度））の計画においては、予防、早期発見、医療の分野を強化し、生活支援の分野について取組を加えました。

この間、平成25年（2013年）12月には「滋賀県がん対策の推進に関する条例」を公布、施行し、施策を強化してきました。

また、平成28年（2016年）12月には「がん対策基本法」が一部改正され、医療だけでなく社会生活に至る総合的な体制整備が規定されました。そして、第3期（平成30年度（2018年度）～令和5年度（2023年度））の計画においては、「がんの予防」、「がん医療の充実」、「がんとの共生」の3本柱に沿った総合的ながん対策を推進してきました。

これまでの取り組みと令和5年（2023年）3月に国の「がん対策推進基本計画」が策定された内容を踏まえて、次期（第4期）計画を策定します。

## 2 基本方針

がん対策基本法第2条第4項では、「がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会の構築を目指し、がん患者が、その置かれている状況に応じ、適切ながん医療のみならず、福祉的支援、教育的支援その他の必要な支援を受けることができるようにするとともに、がん患者に関する国民の理解が深められ、がん患者が円滑な社会生活を営むことができる社会環境の整備が図られること。」を基本理念として明記されています。

したがって、県、市町の行政ならびに関係団体、関係機関および関係者などは、がん患者家族をはじめとした全ての県民が、がん対策の主役であるとの認識のもとに、県民

の視点にたったがん対策を進めます。

この計画を実効あるものとするために、滋賀県がん対策推進協議会において、進行管理と評価、見直しを行います。

### 3 計画の位置づけ

この計画は、がん対策基本法第12条第1項に規定する「都道府県がん対策推進計画」にあたります。また、滋賀県基本構想をはじめ、「健康いきいき21ー健康しが推進プランー」「滋賀県保健医療計画」「滋賀県循環器病対策推進計画」「滋賀県国民健康保険保健事業実施計画」「滋賀県感染症予防計画」「レイカディア滋賀高齢者福祉プラン」「滋賀県障害者プラン」等の関連計画との整合性を図り、一体的に推進します。

### 4 計画の期間

計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの6年間とします。

なお、計画期間内であっても、制度改革や医療提供体制などの状況の変化に対応するため、見直しを行うことがあります。

### 5 SDGs との関係

SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2030年までに、国際社会が取り組むべき17の目標と169のターゲットのことで2015年9月の国連サミットで採択されました。

「誰一人取り残さない」社会をつくるために、本県は、持続可能な滋賀を実現するとともに、SDGsの達成を目指していきます。

本計画においては、以下の目標・ターゲットに関する取組を推進します。

	<p>【貧困をなくそう】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適切な社会保障制度および対策を実施し、がんの支援を必要とする者に対し十分な保護を達成する</li> </ul>
	<p>【すべての人に健康と福祉を】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康危険因子の早期対応、危険因子の緩和および危険因子の管理のための能力を強化する</li> </ul>
	<p>【質の高い教育をみんなに】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者および脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする</li> </ul>
	<p>【働きがいも経済成長も】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>すべての人の完全かつ生産的な雇用および働き甲斐のある人間らしい仕事を達成する</li> <li>すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する</li> </ul>
	<p>【住み続けられるまちづくりを】</p>
	<p>【パートナーシップで目標を達成しよう】</p>